

所得課税証明書、納税証明書等の郵送請求について

1 必要書類

①市税証明請求書

ホームページ
から印刷

または

太枠の内容を
記入したもの

②手数料(定額小為替)

350円×証明枚数分

定額小為替
¥350

郵便局で購入し、何も書
かずに同封してください。
切手や現金は受付できま
せん。

③請求者の本人確認書類

個人番号カード、運転免許
証、在留カード等のコピー

運転免許証



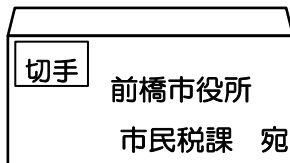
④返信用の封筒

切手

お
名
前

返
送
先
ご
住
所

宛先を記入し、切
手を貼ったもの
※急ぎの時は速
達郵便にしてくだ
さい。
※返送先は現住
所としてください。



送付先

〒371-8601
群馬県前橋市大手町2丁目12番1号
前橋市役所 市民税課 諸税係 宛

2 請求書記載の注意事項

□定額小為替の金額をよくご確認ください。

手数料の定額小為替は、証明書1枚につき350円必要です。証明書が2枚必要であれば350円×2枚(700円分)をおつりが出ないようにご用意ください。

※請求書内の「6. 軽自動車税 車検用証明書」と「8. 国民健康保険税納付確認書(申告用)」は無料です。

□必要年度をよくご確認のうえ、ご請求ください。

最新の年度は令和5年度(所得課税証明書であれば令和5年度住民税課税額と令和4年1月～令和4年12月までの所得が載っているもの)となります。

※発行可能かどうか、まずは電話にてお問合せください。

□所得課税証明書の所得控除の記載について

通常の所得課税証明書には所得控除が記載されています。所得控除を記載しない証明書が必要な場合は、市税証明請求書内の所得課税証明書欄にある「□所得控除を記載しない」にチェックを付けてください。

※所得控除記載の要否については、提出先に確認してください。

□複数種類の証明請求について

市税証明請求書(郵送用)に記載されている証明であれば、種類が異なっても同時に取得することができます。必要年度や使用目的をそれぞれ記入し、定額小為替を証明枚数分用意して送付してください。

※本人確認書類や返信用封筒は複数ご用意いただく必要はありません。

3 問い合わせ先

所得課税等の証明はこちら

〒371-8601
前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市市役所 市民税課 諸税係
TEL 027-898-6202(直通)
FAX 027-224-1321
E-mail siminzei@city.maebashi.gunma.jp

納税証明等の証明はこちら

〒371-8601
前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市市役所 収納課 収納管理係
TEL 027-898-6226(直通)
FAX 027-221-3125
E-mail syunou@city.maebashi.gunma.jp